

# JPALS認定薬剤師制度改革

## Q&A

# Q1. JPALS認定薬剤師制度の改正時期はいつからですか？

## A1:

制度改正は2026年4月1日からですが、JPALSの実践記録提出に関する年度は1月11日～1月10日までとなり、3月にWebテストが行われるため、システム上は以下のように順次改定されます。

2026年1月11日～: 実践記録の「実践活用が出来そうな例・学習が実践活用出来た例」項目入力の必須化、  
実践記録STEP2 PSの登録が到達目標毎から  
小領域の選択に変更

2027年3月: Webテスト切り替え

2027年4月: クリニカルラダー(CL)レベル表示の廃止

Q2. クリニカルラダー(CL)レベル表示が廃止されるのはいつからですか？

A2:

CLレベル表示が廃止されるのは、2027年4月1日からです。

Q3. 実践記録の様式が変更になるのはいつからですか？また、何が変更になるのですか？

A3:

2026年1月11日提出分から変更となります。

変更内容は以下の通りです。

- ①「実践活用が出来そうな例・学習が実践活用出来た例」項目の入力が必須
- ②STEP2のPS登録で登録していたPSが、到達目標の選択から小領域の選択に変更
- ③研修形式は以下2つ変更
  - ・「e-ラーニング」を追加
  - ・研修形式で「研修会」を選択した場合、『場所』で「現地参加」か「当日Web配信/アーカイブ配信」を選択可能に変更

Q4. 実践記録の提出に関して、「遡って3年以内」とはいつからいつまでですか？

A4:

JPALSの実践記録提出に関する年度は1月11日～1月10日までとなりますので、Webテストを受験する年の1月10日を起点に遡って3年間となります。

例：2027年3月のWebテストを受験する場合  
⇒2024年1月11日～2027年1月10日まで

Q5. 2025年9月現在、CLレベル4ですが、「JPALS認定薬剤師」になるにはどうすればよいですか？

A5:

2025年9月現在CLレベル4の方は制度改正を待つ必要はありません。

2026年1月10日までに実践記録を6本以上提出※され、2026年3月の昇格Webテストを受験し合格後手続きを行うと、2026年4月から「JPALS認定薬剤師」となります。

※提出された実践記録は、CLレベル昇格Webテストの受験可否のための判定材料とします。「Webテスト受験可否」については、2月末にメールにてご連絡いたします。提出数は6本以上であれば何本でも構いませんので、ケアレスミスを防ぐためにも多めに提出いただくことが肝要です。

Q6. 2025年9月現在、CLレベル1,2,3の場合、「JPALS認定薬剤師」になるにはどうすればよいですか？

A6:

最短で2027年4月に「JPALS認定薬剤師」を取得できます。

2026年1月10日までに実践記録を6本以上提出のうえ、2026年3月の昇格Webテストを受験し合格すると、2026年4月にCLレベルが1つ昇格します。もし、2025年度の実践記録提出本数に満たなかった場合や、2025年度Webテストに合格しなかった場合でも、提出された実践記録は認定を取得する際の「遡って3年以内に18本以上」にカウントされますので、制度改正を待たずに実践記録提出を進めてください。

Q7. 現在、CLレベル6です。制度改正でレベルがなくなった場合、どうなりますか？

A7:

CLレベル6の方は、2027年4月より「JPALS認定薬剤師(アドバンスト)」となります。

制度改正後:

CLレベル5⇒「JPALS認定薬剤師」

CLレベル6⇒「JPALS認定薬剤師(アドバンスト)」

Q8. CLレベル6だったのですが、現在はレベルの欄が空欄です。  
再度CLレベル6になるにはどうしたらよいですか？  
また、制度改正するとどうなりますか？

A8:

現行制度では、2026年1月10日までに「実践記録」を6本以上提出し、3月に認定手続きと認定料の支払いをすることで、2026年4月からCLレベル6を再表示させることができます。

制度改正後の2026年1月11日以降は、通常のJPALS認定薬剤師になる流れと同様に、遡って3年以内に「実践記録」18本以上を本会に提出のうえ、Webテストに合格し、所定の手続き※を行う必要があります。

制度改正以降、CLレベルは無くなりますので、「CLレベル6」の方は通常のJPALS認定薬剤師と差別化し「JPALS認定薬剤師(アドバンス)」の称号となります。

なお、制度改正以降に最短で「JPALS認定薬剤師(アドバンス)」を取得するには、2027年3月のWebテストを受験できるようにご準備をお願いします。

※Webテストに合格後、翌日から30日以内に認定手続きと認定料の支払いが別途必要です。認定期間は4月から新たに3年です。

## Q9. 「JPALS認定薬剤師」の更新要件は変更になりますか？

**A9:**

「JPALS認定薬剤師」の更新については、変更はありません。

認定期間内の3年間(認定期間最終年度の1月10日まで)に実践記録を18本以上提出され、認定期間最終年度の3月に更新手続きを行っていただければ、「JPALS認定薬剤師」の更新ができます。

Q10. プレチェック完了となっていましたでしたが、2026年1月11日以降にログインしたらプレチェック未完了と表示されています。何故ですか？

**A10:**

制度改正に伴い、プレチェック完了・未完了に関わらず、JPALS利用者は2026年1月11日以降、全員プレチェック(小領域44項目)を再度行う必要があります。

2026年6月30日までにプレチェックを行ってください。6月30日を過ぎると全て「学習していない」に振り分けられます。

プレチェックとは

- ・「プレ」=学習前の時点で、PSを[学習した/学習していない]に振り分ける作業。
- ・実施により自分の学習状況を把握でき、不足項目を明確化することで、学習計画を立てやすくなる

Q11. 実践記録ステップ2のPSチェックが「到達目標」から「小領域」の選択に変更されますが、2026年1月10日以前に記入した実践記録のPSは登録し直す必要がありますか？

**A11:**

2026年1月10日以前に日本薬剤師会に提出した実践記録は、登録し直す必要はありません。

日本薬剤師会に提出せず、自分用として保存していた実践記録は、PSチェックが未選択となりますので、改めて「小領域」から選択してください。

Q12. オンデマンド受講したものは、研修形式はどれを選んで記載すればよいですか？

**A12:**

2026年1月11日以降に実践記録を提出する場合は、オンデマンド受講されたものについては、研修形式から「研修会」を選択してください。『場所』の項目に「現地参加」か「当日Web配信/アーカイブ配信」を選択できますので、「当日Web配信/アーカイブ配信」を選択ください。

2026年1月10日以前に実践記録を提出される場合は、オンデマンド受講されたものについては、研修形式は「研修会」もしくは「自己学習」を選択してください。その際、『場所』もしくは『会場』の項目に、「自宅等(Web開催の講演会)」等と記載ください。

## Q13. Web参加した研修会は、「研修形式」はどれを選べばよいですか？

### A13:

2026年1月11日以降に実践記録を提出する場合は、Web参加されたものについては、研修形式から「研修会」を選択してください。『場所』の項目に「現地参加」か「当日Web配信/アーカイブ配信」を選択できますので、「当日Web配信/アーカイブ配信」を選択ください。

2026年1月10日以前に実践記録を提出される場合は、Web参加されたものについては、研修形式は「研修会」もしくは「自己学習」を選択してください。その際、『場所』もしくは『会場』の項目に、「自宅等（Web開催の講演会）」等と記載ください。

Q14. e-ラーニングを受講した場合、「研修形式」はどれを選べばよいですか？

A14:

2026年1月11日以降に実践記録を提出する場合は、e-ラーニングで学習されたものについては、研修形式から「e-ラーニング」を選択してください。

2026年1月10日以前に実践記録を提出される場合は、e-ラーニングで学習されたものについては、研修形式は「自己学習」を選択してください。その際、『場所』もしくは『会場』の項目に、「自宅等（e-ラーニング）」等と記載ください。

Q15. 2026年1月11日以降に利用登録をしました。  
その場合、2027年4月に「JPALS認定薬剤師」を取得  
できますか？

**A15:**

2027年4月には取得できません。「JPALS認定薬剤師」を取  
得するためには、JPALSの利用登録から1年以上経過が必要  
です。

JPALSの実践記録提出に関する年度は1月11日～1月10日ま  
でとなりますので、2026年1月11日から2027年1月10日までに  
利用登録をした方が「JPALS認定薬剤師」を取得できるのは、最  
短で2028年4月になります。